役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、認定特定非営利活動法人フードバンク山梨（以下「法人」という。）の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬等の区分）

第２条　常勤の理事については月額報酬及び賞与を支給し、月額で通勤手当を支給することができる。

２　前項の規定にかかわらず、使用人兼務理事への使用人分の支払については給与手当とし、賃金規程により支給する。

３　非常勤役員については、理事会の議決により、交通費等を支給することができる。

４　特定非営利活動促進法第２条第２項第１号に定める役員の報酬は、法人の活動計算書の管理費に計上された役員報酬とし、役員総数の３分の１以下の者に支給することができる。

（月額報酬及び賞与の算定方法）

第３条　常勤理事の月額報酬及び賞与の額は、理事会で決定する。

２　月の中途において新たに常勤理事に就任した者には、就任した月から月額報酬を支給する。

３　常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その月までの月額報酬を支給する。

（通勤手当の算定方法）

第４条　通勤手当の月額の算定方法は、賃金規程に準ずる。

２　月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合においても、当該月分の通勤手当は総額を支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（補則）

第６条　この規程に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

附則

この規定は、2019 年 3 月 13 日より施行する。